

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

美作市長 萩原 誠司

市町村名 (市町村コード)	美作市 (33215)
地域名 (地域内農業集落名)	東栗倉地域 (後山、中谷、東青野、太田、野原、東吉田、川東)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年7月4日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

今後、規模拡大を望む農家は限定されており、70才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が、地域全体で35.2 ha存在し、新たな農地の受け手の確保が必要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

市北東部の後山・中谷・東青野・太田・野原区域は中国山地の麓に位置し、急峻な地形で棚田が多く点在している。農用地の大半は水田で、基盤整備はほぼ完了しており、水稻を中心に農業生産活動が営まれている。なお、地元産「ヒメノモチ」を使用したもち菓子工房があり、奨励品種としてヒメノモチの栽培を推進する。今後は、農業機械の共同利用化を推進し、基幹作業の効率化と生産性向上を図る。また、後山区域と中谷区域の間には火山灰土の畑地が広がり、古くからだいこんが生産されていたが、近年は後継者不足等により栽培面積が激減しており、遊休農地が目立つようになっている。今後は、利用集積などによる農地の有効利用と、棚田米としてブランド化を推進する。また、農協等の農業者団体と連携した生産性の高い野菜の導入を図り、地域特産物としての定着を推進する。

東吉田・川東区域の地形は一部の山間地を除いて比較的平坦地が多く、農用地は水田が主体でほ場整備は完了している。しかし、農業者の高齢化と後継者不足で優良田においても遊休地が目立つため、農地流動化と農機具の共同利用化を推進する。また、中核的農家については水稻を主体に、黒大豆やほうれんそう、春菊、アスパラガス等の施設野菜との複合経営を育成し、農用地の高度利用を推進する。

多面的機能支払制度の活動を継続していくことで、農道や水路、ため池等の維持管理を行い、地域住民への活動参加を呼びかけることで、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。

多面的機能支払制度の活動に取り組んでいない集落においては、広域活動組織への参加を推進し、多面的機能支払制度を活用することで、農業者を含めた地域住民による農業関連施設の維持管理体制づくりを図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	223.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	176.7 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域農用地区域内の農地(農振農用地)を区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1) 農用地の集積、集約化の方針
東栗倉地域の農地利用は、認定農業者を中心とした中心経営体が担うほか、農業後継者や入作を希望する農業者に対し、集積、集約支援を促進することにより対応していく。
(2) 農地中間管理機構の活用方針
将来の経営農地の集約化を考慮し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていく。 認定農業者等の中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、進めていく。
(3) 基盤整備事業への取組方針
地域内の殆どは基盤整備済であり、更なる大区画化の予定もない。 多面的機能支払制度を活用し、水路、農道等の補修・改良等を実施し、担い手が効率的な農作業を行うことができる環境を整えていく。
(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針
地域から計画的に就農希望者を確保できる体制を構築していき、新たな担い手の確保に努める。
(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に若い担い手がもっと参画すれば、地域内のみならず、地域外の農作業についても受託していく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④輸出	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①鳥獣被害が拡大しないよう、原材料補助で行政と連携して、防護柵等の設置を行う。また、維持管理等については、多面的機能支払制度の活用を検討していく。
⑦多面的機能支払制度や中山間地域等直接支払制度による活動を継続することにより、地域内で農業を担う者との間で相互に連携、または役割分担して、農道、水路、ため池等の地域資源の維持管理を行い、効率的に農作業が行えるよう地域全体で農地を守っていく。